

社会福祉法人秦野市社会福祉協議会役員等の報酬等の支給の基準

(平成29年6月16日定時評議員会決議)

1 役員等の報酬等

(1) 会長の報酬

月額8万円を支給することとし、賞与及び退職手当は支給しない。

(2) 常務理事の報酬

常務理事が本会事務局職員を兼務し、職員給与を支給しているときは、役員報酬等は支給しない。

(3) 評議員の報酬

評議員会等に出席した日1日につき、7,800円とする。ただし、秦野市の行政機関等の職員から選任された評議員は除く。

(4) 理事の報酬

理事会等に出席した日1日につき、7,800円とする。ただし、秦野市の行政機関等の職員から選任された理事は除く。

(5) 監事の報酬

会議等に出席した日1日につき、7,800円とする。

2 報酬等の支給方法

本会役員等の報酬等の支給方法等は、本会事務局職員の例による。

3 公表

この基準をもって社会福祉法第59条の2第1項2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。